

厚生労働省リーフレット「労働時間法制の見直しについて」(※)における
高度プロフェッショナル制度の説明内容の撤回を求める申し入れ

2018年12月4日

法政大学キャリアデザイン学部教授 上西 充子
日本労働弁護団幹事長 梶 一郎

厚生労働大臣 根本匠 殿
厚生労働省労働条件政策課 御中

(※)厚生労働省リーフレット「働き方改革～一億総活躍社会の実現に向けて～」の「別紙1」。
2018年9月7日公表
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html

同リーフレットには高度プロフェッショナル制度の説明に関し、次に挙げる問題がある。速やかに撤回し、不適切なリーフレットを配布し誤った制度説明を行ったことを認め、修正することを求める。また、その点を国民に周知されたい。

働き方改革

～一億総活躍社会の実現に向けて～

働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様な柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講じます。

働き方改革全体の推進

ポイント Ⅰ

労働時間法制の見直し

P 3・4参照

働き過ぎを防ぐことで、働く方々の健康を守り、多様な「ワーク・ライフ・バランス」を実現できるようにします。

▶▶▶ より詳しくは、【別紙1】をご覧ください。

ポイント Ⅱ

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

P 5・6参照

同一企業内における正規雇用と非正規雇用の間にある不平等な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても「納得」できるようにします。

▶▶▶ より詳しくは、【別紙2】をご覧ください。

1

別紙1

労働時間法制の見直しについて

(労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等法定改定法の改正)

見直しの目的

「働き過ぎ」を防ぎながら、「ワーク・ライフ・バランス」と「多様な柔軟な働き方」を実現します

- ⇒ 長時間労働をなくし、年次有給休暇を促進しやすくする。等によって、個々の事情にあった多様なワーク・ライフ・バランスの実現を図ります。
- ⇒ 働き過ぎを防いで健康を守る措置をしたうえで、自律的で創造的な働き方を希望する方々のための、新たな制度をつくり出します。

見直しの内容

(単位：ページ)

① 就業時間の上限規制	2
② 「勤務時間インターバル」制度の導入促進	4
③ 年5日間の年次有給休暇の取得（企業に義務づけ）	4
④ 月60時間超の残業の、罰金率引き上げ	5
⑤ 労働時間の柔軟的な把握（企業に義務づけ）	5
⑥ 「フレックスタイム制」の拡充	6
⑦ 「高度プロフェッショナル制度」を創設	7
⑧ 産業医・産業保健機能の強化	9

施行期日

2019年4月1日

※中小企業における就業時間の上限規制の実施は2020年4月1日

※中小企業における月60時間超の残業の、罰金率引き上げの実施は2023年4月1日

1

1. 省令・指針の制定を待たずにリーフレットを作成・配布

- 高度プロフェッショナル制度は対象業務や具体的な年収要件など、重要な内容の多くを省令で定めることとしている。にもかかわらず、省令・指針の制定を待たずにリーフレットが作成され、配布された。
- 高度プロフェッショナル制度に関する省令・指針の内容の検討はリーフレット配布後の 10 月 15 日第 147 回労働政策審議会労働条件分科会になってようやく始まっており、12 月 4 日現在において、まだ省令・指針の内容は確定していない。

第 148 回労働政策審議会労働条件分科会

平成30年10月31日(水)
15:00～17:00
中央労働委員会講堂

<配付資料>

- 議事次第(PDF:84KB)
- 資料No.1 「高度プロフェッショナル制度」の導入フロー(PDF:624KB)
- 資料No.2 高度プロフェッショナル制度の対象業務(素案)(PDF:352KB)

2. 対象業務の記載が誤っている

- 省令・指針の制定を待たずにリーフレットを作成・配布したため、対象業務の記載が誤っている。別紙1の p.8には、対象業務の「具体例」として「金融商品の開発業務、金融商品のディーリング業務、アナリストの業務、コンサルタントの業務、研究開発業務など」と記載されている。

要点
2

対象者の限定

制度の対象者は、高度な専門的知識を持ち、高い年収を得ている、ごく限定的な少数の方々です。

(1) 対象は高度専門職のみ

- ・ 高度の専門的知識等を必要とし、従事した時間と成果との関連が高くない業務

具体例：金融商品の開発業務、金融商品のディーリング業務、
アナリストの業務、コンサルタントの業務、研究開発業務など

- しかし、10月31日開催の「第148回労働政策審議会労働条件分科会」に示された「対象業務（素案）」（資料 No.2）は、「金融商品の開発業務、金融商品のディーリング業務、アナリストの業務（企業・市場棟の高度な分析業務）、コンサルタントの業務（事業・業務の企画運営に関する高度な考察又は助言の業務）、研究開発業務」の5つのみであり、「など」に相当するものはない。
- また、これら5業務がすべて該当するわけではなく、それぞれについて＜対象となりうると思われる業務＞と＜対象とならないと思われる業務＞が検討されている。さらに、それぞれの内容は、11月14日開催の第149回労働政策審議会労働条件分科会でも修正が加えられており、内容は確定していない。
- そのような状態であるにもかかわらず、周知啓発のためのリーフレットに「金融商品の開発業務、金融商品のディーリング業務、アナリストの業務、コンサルタントの業務、研究開発業務など」と誤った記載を行ったことは、違法な形で制度の濫用を誘発しかねず、重大な問題である。

3. 制度の本質を正しく伝えていない

- 高度プロフェッショナル制度の本質は、労働基準法の労働時間規制を適用除外することである。法改正後の労働基準法第 41 条の2「…ときは、この章で定める労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定は、対象労働者については適用しない」が、その内容である。
- しかしその一番本質的な規定を、このリーフレットは適切に説明していない。「新たな規制の枠組みへ」と述べるのみで、時間外・休日労働の規制や時間外・休日及び深夜の割増賃金がなくなることなどを、具体的にわかりやすく示していない。

(2) 現行の労働時間規制から新たな規制の枠組みへ

現在の労働時間規制とは … { いわゆる36協定 (時間外・休日労働の規制)
時間外・休日及び深夜の割増賃金

高い交渉力を有する高度専門職 (具体例は次頁参照) については、
その働き方にあった健康確保のための**新たな規制の枠組み**を設ける

- 働き方改革関連法案をめぐる国会審議では、高度プロフェッショナル制度が「希望する方」のみを対象としたものである旨が繰り返し答弁された。6月26日の参議院厚生労働委員会では、安倍首相は、「本制度は、望まない方には適用されることはないため、このような方への影響はないと考えています」とも述べている。
- しかし、高度プロフェッショナル制度を各事業場が導入するか否か、本人が適用に同意するか否かの前には、まずは制度について適切に説明が行われ、正しい理解が促されなければならない。そしてその適切な説明は、厚生労働省の公式のリーフレットがその役割を担うべきであるにもかかわらず、制度の本質的な部分が説明されていないことは、大きな問題である。
- 6月7日の参議院厚生労働委員会で高度プロフェッショナル制度に対する労働者のニーズを聞き取ったとされる 12 人のヒアリング結果について、福島みずほ議員は、「高度プロフェッショナル法案の一番重要なこと、『労働時間、休憩、休日、深夜業の規制がなくなります。そういう働き方を望みますか』と聞いたんですか。」と問うた。しかし山越労働基準局長(当時)は、二度にわたる福島議員の同じ質問を、二度にわたり「いずれにいたしましても」との一言でやり過ごし、一番重要な本質を労働者に伝えたか否かについて答弁を逃がっている。同じ欺瞞が

この厚生労働省のリーフレットで繰り返されており、大きな問題である。

4. 「自由な働き方」ではない

- このリーフレットでは、高度プロフェッショナル制度の説明の冒頭に「制度の目的」として、「本人の希望に応じた自由な働き方の選択肢を用意します」と謳われている。

⑦「高度プロフェッショナル制度」を新設します

制度の 目的

自律的で創造的な働き方を希望する方々が、
高い収入を確保しながら、メリハリのある働き方をできるよう、
本人の希望に応じた自由な働き方の選択肢を用意します。

- しかし、法律の条文を見る限り、裁量労働制の場合には明記されている時間配分の指定をしない旨の規定も高度プロフェッショナル制度にはなく、出退勤の時刻の自由も保障されていない。現在、労働政策審議会労働条件分科会において、「労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針案」が検討されており、そこにおいて一定の裁量性を確保することが検討されているが、その内容はいまだ確定していない。
- 労働時間規制の適用除外である高度プロフェッショナル制度においては、使用者は割増賃金を支払うことなく労働者を長時間にわたり連続して働かせることができるという問題が国会でもたびたび指摘されてきた。そのことを妨げる規定が条文にないことも確認されてきた。にも拘わらず「自由な働き方の選択肢を用意」とリーフレットが謳うことは、法律の条文とは全く異なる制度の優良誤認を誘発するものである。
- またこのリーフレットの記載のどこを見ても、なぜ高度プロフェッショナル制度が「自由な働き方の選択肢」であるかを説明した記載がない。「自由な働き方」ではないものを「自由な働き方」と印象操作することが厚生労働省の役目であってはならない。

5. 悪徳商法のような誘導

- 他にもこのリーフレットには、下記の関連記事に詳しく記載したように、わざと誤解を招いて安心させるような記載が多々見受けられる。
- 例えば下記の一冊目の「Q」は、わざと「みんなが残業代ゼロになる？」という問いの立て方をして、「対象は・・・のみです」と限定されていることを強調しているが、本来、Q & A で説明されなければならないのは、高度プロフェッショナル制度の対象者には残業代（割増賃金）が支払われなくなる、ということだ。説明されるべきことが説明されていない。

高度プロフェッショナル制度に関するQ&A

【Q】
高度プロフェッショナル制度で、みんなが残業代ゼロになる？

【A】
高度プロフェッショナル制度の対象は、高収入（年収1075万円以上を想定）の高度専門職のみです。制度に入る際に、対象となる方の賃金下がらないよう、法に基づく指針に明記し、労使の委員会でしっかりチェックします。

【Q】
高度プロフェッショナル制度は、後から省令改正など、行政の判断で対象が広がる？

【A】
対象業務や年収の枠組みを法律に明確に規定し、限定しています。行政の判断でこれらが広がることはありません。

- また上記の二冊目の「Q」は、一見すると省令改正で対象が広がることはないかと読める。しかしよく読むと、「行政の判断でこれらが広がることはありません」の「これら」とは、対象業務ではなく、「対象業務や年収の枠組み」でしかない。つまり、改正法第 41 条の2第1項第1号の対象業務の規定である「高度の専門的知識等を必要とし、その性質上従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められる業務であること」という規定が、行政の判断だけで広がることがない、と言っているにすぎない。にもかかわらず、具体的な対象業務も行政の判断だけで広がることはないかのようにあえて誤読させる文章となっている。制度の内容をわかりやすく伝えることが本来の趣旨であるリーフレットが、制度の内容についてあえて誤解することを促す文章によって構成されており、非常に悪質である。

6. まとめ

- このリーフレットがこのように欺瞞に満ちた内容となっている原因は、労働時間規制の緩和である高度プロフェッショナル制度の導入を、労働時間規制の強化である時間外労働の上限規制と抱き合わせの一括法案で国会に提出し、問題の指摘に向き合わない答弁を繰り返す中で無理やりに成立させた、そのような法改正の不適切なプロセスにある。
- 厚生労働省は新制度の内容を適切に周知する役割を負っていることは、改めて言うまでもない。高度プロフェッショナル制度は労働時間規制の適用除外であることをわかりやすく労働者に伝える、そのようなリーフレットの作成こそが厚生労働省の役割であり、欺瞞の片棒をかつぐことが厚生労働省の役割であってはならない。
- よって本リーフレットは誤った制度説明を記載したものであることを率直に認め、ただちに撤回し、撤回する旨を広く周知すると共に、改めて省令・指針の確定後に、わかりやすく適切な記載のリーフレットを作成されたい。

<関連記事>

- 上西充子「厚労省の高プロ制紹介に見る欺瞞。政府は、野党の次は国民を騙しにきた」(ハーバー・ビジネス・オンライン 2018 年 10 月 25 日)<https://hbol.jp/177245>
- 上西充子「悪徳商法のような高プロ制紹介。厚労省が駆使した「ご飯論法」の悪質さ」(ハーバー・ビジネス・オンライン 2018 年 10 月 29 日)<https://hbol.jp/177456>
- 上西充子「高プロの「自由」の正体。それは、経営者が深夜でも気兼ねなく働かせることができる「自由」だ」(ハーバー・ビジネス・オンライン 2018 年 11 月 5 日)<https://hbol.jp/177957>

【リーフレットの修正案】

上記に指摘した問題点を踏まえ、労働政策審議会で高度プロフェッショナル制度に関する省令や指針が確定した後に、本リーフレットを以下のように修正することを求める。

1 制度の目的（7 頁）

本リーフレットの制度の目的の記載は、そもそも労政審の労働側委員は全員反対であるにもかかわらず、あたかも労働者の方が望んだから高度プロフェッショナル制度を導入したかのような誤った記載となっており、しかも、法文や省令・指針案には「本人の希望に応じた自由な働き方を選択できる」ことなどどこにも書かれていないので誤りであるから、次のように全面的に修正すべきである。

「一定の高い収入があり、高度な専門的知識等を必要とする業務に就く労働者に対して、労働基準法の定める労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規制を適用しないこととするものです。」

2 要点 1 健康の確保（2）（7 頁）

法文には「高い交渉力を有する」という要件は規定されておらず、健康確保のための「新たな規制の枠組みを設ける」ことだけが書かれており、何故新たな健康確保措置を規定せざるを得なかったのかという高度プロフェッショナル制度の根本的な問題が一切記載されていないから、4 行目からの文章を次のように修正すべきである。

「高度専門職（具体例は次頁参照）については、上記の労働時間規制が適用されないこととなり、長時間労働による健康被害が懸念されることから、使用者により長時間労働を強いられないようにするため、その働き方にあった健康確保のための別の規制の枠組みを設ける。」

3 要点 2 対象者の限定

対象者の数は労働政策審議会においても明らかにされておらず不明である。また、対象者を限定する要件として労働時間に関する自由な裁量があることが記載されていない。極めて問題なのは、対象となる高度専門職の具体例として、省令で限定列挙することになっているにもかかわらず、「・・・研究開発業務など」となっているのは明らかに誤りである。参議院付帯決議は「対象業務を具体的かつ明確に限定列挙する。」となっている。

また、対象者の収入要件として法文には「交渉力のある」労働者とは規定されていないし、具体額は「１０７５万円」と明文で記載されているのでもない。現在の厚生労働省の毎月勤労統計調査（平成３０年９月確報）によれば、５人以上の事業所で、毎月きまって支給する給与の額は一般の労働者で「３３万７３００円」であるから、法文の規定どおりに「基準年間平均給与額の三倍の額を相当程度上回る水準」であるとするならば、年収にして約４０４万円、その３倍の額は１２１４万円になるから、少なくとも１０７５万円の額にはならない。したがって、以下のように修正すべきである。（なお、調査産業計では262,820円であるが、これはパートタイム労働者の給与額も含まれるものであり、およそ高度プロフェッショナルの対象業務に従事する労働者としてパート労働者は想定されないから、この額に基づくのは誤りである。）

- ・「制度の対象者は、高度な専門的知識を持ち、高い年収を得ている方です。」
- ・「（１）対象は高度専門職で、労働時間について自由な裁量のある方のみ」
具体例として、「次の５つの業務のみが対象となります。金融商品の開発業務、金商品のディーリング業務、アナリストの業務、コンサルタントの業務、研究開発業務」（「など」を削除）
- ・（３）の「＝交渉力のある労働者・・・具体額は「１０７５万円」を想定」を削除するか、又は「現在の毎月勤労統計調査（平成３０年９月確報）によれば、１２１４万円以上を想定」とする。

４ 高度プロフェッショナル制度に関するＱ＆Ａ

高度プロフェッショナル制度の本質は、労働基準法の労働時間規制を適用除外するということであるのに、そのことを明確にＱ＆Ａに記載していない点がまず問題である。また、Ｑの「高度プロフェッショナル制度で、皆が残業代ゼロになる？」に対して、Ａの記載は全く問いに答えていない。この質問に対する正確な答えは、「高度プロフェッショナル制度の対象の方は残業代がゼロになります。」ということである。さらに、Ｑの「高度プロフェッショナル制度は、後から省令改正など行政の判断で対象が広がる？」に対する答えが間違っている。改正法の条文には対象業務は明示されておらず、厚生労働省令で定めることになっているから、将来、対象業務を広げる時は法律の改正は不要であり、立法府である国会での議決の対象にはならない。労働政策審議会の審議・答申を経れば、行政府の判断で対象業務を広げることができることとなっている。したがって、次のようにＱ＆Ａのアンサーを修正すべきである。

- ・上段のQに対するA「高度プロフェッショナル制度の対象の方は残業代がゼロになります。高度専門職で年収の高い方が対象になります。」
- ・下段のQに対するA「具体的な対象業務や年収額は厚生労働省令で定めることになっていますので、法律の改正は必要ありません。将来、労働政策審議会の審議・答申を経て改正され、対象業務が広がることはあります。」

以上